

那覇市公告第 81 号  
令和 8 年 5 月 1 日

令和 8 年度避難所標識整備事業業務委託の制限付一般競争入札の  
実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号。以下「契約規則」という。）第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚



### 1 目的

地震や津波などの大規模災害時に地域住民及び観光客が避難するための避難場所や避難所を周知するための避難所標識を整備する。本市には毎年国内外から多くの観光客が訪れており、大規模災害時には市民だけでなく、これらの観光客も避難場所や避難所に避難することが想定される。このような緊急事態においても、迅速かつ的確に避難できるよう、避難場所及び避難所が確認できる標識を整備する。

なお、本事業は那覇市避難所標識整備計画に基づき実施する。

### 2 入札に付する事項

- (1) 業務名 令和 8 年度避難所標識整備事業業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 10 月 16 日まで

### 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。

なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市の物品購入等入札参加資格者名簿または建設工事・委託業務名簿に登録されていること。
- (2) 那覇市の市税の滞納がないこと。
- (3) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (6) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後 2 年を経過していること。
- (7) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (8) その他市長が必要と認める条件

#### 4 入札執行の日時及び場所

日時 令和 8 年 5 月 19 日（火）

午前 9 時 30 分受付開始 午前 10 時 00 分入札開始

場所 那覇市泉崎 1-1-1 那覇市役所本庁舎 5 階 501 会議室

※入札及び入札に関する問い合わせの際に駐車券の発行はしないものとする。

#### 5 質問書

受付期間：令和 8 年 5 月 11 日（月） 午後 5 時必着

質問回答：令和 8 年 5 月 13 日（水） ホームページに掲載

提出方法：ホームページに掲載している質問書を記載し、防災危機管理課  
代表メールに送付

代表メール：BOUSAI@city.naha.lg.jp

※メール送付後は防災危機管理課に送付した旨、電話連絡すること。

※電話・窓口での質問は受付しない。

#### 6 入札時提出書類

(1) 入札書（市様式）

(2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

※郵送による入札は認めない。

#### 7 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき免除。

#### 8 契約保証金

那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 9 号の規定に基づき免除。

9 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに次の資格審査書類のうち、必要と認められるものを那覇市防災危機管理課に提出すること。

- (1) 登記簿
- (2) 市税完納証明書
- (3) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

10 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

11 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

12 那覇市避難所標識整備計画について

入札前に那覇市避難所標識整備計画の閲覧を希望される者は事前に問い合わせのうえ、防災危機管理課で閲覧することができる。

13 お問い合わせ

那覇市総務部防災危機管理課 那覇市役所本庁舎5階

担当：小波津

電話 098-861-1102

FAX 098-862-0614